

日本社会福祉教育学会

NEWS LETTER NO. 24

Japanese Society of Social Welfare Education

事務局 〒998-8580 山形県酒田市飯盛森 3-5-1 東北公益文科大学 小関研究室気付

TEL 0234-41-1288 E-mail : info@jsswe.org <http://jsswe.org/>

2015年4月1日発行

目次	
1. 巻頭言	4. 学会探訪⑬日本看護学教育学会
(1)	(12)
杉山克己(理事・学会誌担当)	杉山克己
2. 第5回 春季大会報告	5. 理事会報告
榎木博之、村山くみ、古川奨	(14)
(3)	6. お知らせ
3. 会員の声～私の福祉教育	(16)
(7)	7. 編集後記 竹中麻由美
岩田香織、西川ハンナ、中村裕子	(16)
井上浩、高杉公人	

1. 巻頭言

日本国憲法第12条、人権教育と社会福祉教育

憲法改正が話題になっているからというわけではなく、随分と前から気になっている憲法条文があります。第12条です。第13条の間違えではありません。

ところで、そもそも「憲法」というのは何かということから。日本弁護士連合会(日弁連)のホームページにある「憲法って、なんだろう?」¹から引用しますと「憲法は、国民の権利・自由を守るために、国がやってはいけないこと(またはやるべきこ

理事(学会誌担当) 杉山 克己(青森県立保健大学)
と)について国民が定めた決まり(最高法規)」となります。

というわけなので、憲法の第3章(第10条～第40条で条数は各章中最大)では「国民の権利及び義務」というタイトルになっていますものの、実際に憲法上明記されている国民の「義務」は、よく知られている次の3つだけです。()内は筆者。

第26条の2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受け

させる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。(第1項は教育を受ける権利)

第27条の1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。(第2項は労働条件法定規程、第3項は児童の酷使の禁止)

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

では、ほとんど注目されることはありませんが、今日取り上げる憲法第12条を、第三章の冒頭の条文(13条まで)とともに紹介しておきましょう。

第三章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

法学の専門家でもない私ですが、脚注に触れた本学の法学担当教員の言うようにⁱⁱ、第12条から直接私たちの生活や権利に関わる事項が生まれ、これ自体が政府や国家を規制する根拠となったりするとは、ちょっと思えません。でも他にも似たような内容ⁱⁱⁱがあることをぼんやり知っていて、何か重要な事を言っているようにも思っていました。

先に触れたように、憲法は国民を規制するものではなく、為政者(君主や政府)を規制するものです。ですから憲法が国民に対して、これをやりなさい(これをやってはいけない)と規制することは、見たように3つの義務^{iv}に限定されています。でも、この第12条も、実は国民に対し憲法が保障する自由及び権利を不断の努力で「保持しなければならない」と要請しているわけで、国民の「努力義務」規程ではないかと私は思うのです。

気になるのは、他の条文での書き方が、基本的に「国民」は客体的な扱いで、権利を与えられるだけの存在のようになっているのに対し、第12条では国民に対して、主体者として自らの権利に関わること

を期待している点です。さらに言えば、後半部分ではその権利の使い道について「責任をもて」とまで言っていると思います。こうした事柄について、法律的あるいは道徳的議論などを展開することもできると思いますが、今日は社会福祉教育との関連について考えます。また、「人権教育」との関連を考える人もいらっしゃると思います。重要だと思うのですが、少し違う視点について書きます。

この学会の会員の多くは社会福祉専門職や社会福祉士等の養成教育に関わっていると思います。社会福祉職が多くの国民・住民にとって人権擁護の専門職^vと捉えてもらえているかどうかは、ちょっと自信がありませんが、私としては、大いに期待しています。当然、学生たちの「人権感覚」などということも気になります。それは文字通り「不断の努力」の実践者となって欲しいからでもあります。

ただ、最近まで私はココまでで止まっていました。「不断の努力」の実践者として活躍できるようになるのは嬉しい…と、それ以上のことは考えてなかったのです。けれども、彼ら・彼女らと関わる(社会福祉サービス)利用者やその関係者が、その生活や人権状況について、いつまでも「改善してもらおう」だけの存在であるはずはないと思います。利用者が、単に生活や人生に対して自立・自律的となるだけで良いのかと、憲法第12条を見ていると感じてしまうのです。つまり、憲法12条が要請する「国民の不断の努力」の「国民」の中には、当然、社会福祉専門職のみならずそのサービスの利用者も含まれています。学生たちに人権擁護者(としての専門職)となる事を期待するだけではなく、専門職あるいは社会人として、利用者など出会った人の生活自立・自律を超えて、その人ら自身が主体的に、そして自らの人権についてのみではなく国民として「不断の努力」をしていかれるように支援する事を期待することが大切ではないか…と。

社会福祉教育は単に学生たちの就職や国試合格を支援するだけではなく、卒業後に出会った利用者等の生活改善を図ることができる…だけではなく、更に、その出会った人たち自身が自立・自律的に自らの人権を擁護できるように支援する…だけではなく、さらに更に、その利用者等が自らのみならず、一般的に人権を「不断の努力」によって保持、更には改善する主体者となることが大切だと思います。こうしたことが可能な人材を養成していくことが私たちの社会福祉教育には必要だと思います。学生たちが自らの、利用者等の、そして出会った人達自身が更に…という連鎖が生まれるような教育が必要だと。

- ⁱ 日弁連 HP (<http://www.nichibenren.or.jp/>) のトップページにある「日弁連が取り組む重要課題」の一つに「憲法を考える」というコーナーがあり、そこからたどれます。
- ⁱⁱ 勤務校の法学担当教員(専門は憲法)に尋ねたところ、簡単に言うと第 12 条からは具体的な権利(義務)が発生しないためにあまり注目されないということでした。
- ⁱⁱⁱ 第 10 章最高法規の「第 97 条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」や前文の事。
- ^{iv} この 3 つの内、納税の義務を除き、他の 2 つは関連の権利とセットとなっています。
- ^v 残念ながら、多くの人達は弁護士など法律関係者を先に思い浮かべるように思います。思い浮かべる順番はともかく、社会福祉が人権と深く結びついているということの理解がどれほど認知されているかは、心もとなく感じます。

2. 第 5 回 春季研究集会報告

テーマ：社会福祉学分野の参照基準と今後の社会福祉教育・研究の課題

日 時：2015 年 2 月 22 日（日）

会 場：大妻女子大学千代田キャンパス 本会 F 棟 6 階 632 講義室

主 催：日本社会福祉教育学会

共 催：一般社団法人日本社会福祉教育学校連盟，
社団法人日本社会福祉士養成校協会関東甲信越ブロック

後 援：文部科学省，日本社会福祉系学会連合

趣 旨：（抄録集より抜粋）

本研究集会は、2014 年 9 月にまとめられた学士課程教育における社会福祉学分野の参照基準（第 2 案）について、すでに報告されて（一部）教育実践として行われている「社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育のコア・カリキュラム」や、「社会福祉士養成課程」などとの関連から検討し、今後の社会福祉教育実践と研究の課題と展望を明らかにすることを目的としています。

プログラム

第 I 部

教育講演 学士課程教育における社会福祉学分野の参照基準と今後の社会福祉教育・研究の課題

講師 白澤政和（桜美林大学大学院）

第 II 部

シンポジウム 学士教育課程における社会福祉学分野の参照基準と今後の社会福祉教育・研究の課題

コーディネーター 川廷 宗之（大妻女子大学）

シンポジスト

高橋 信行（鹿児島国際大学）大学の教務部長として具体的な教育課程を考える立場から

保正 友子（立正大学）社会福祉士養成課程の実践をする立場から

白川 充（仙台白百合女子大学）コア・カリキュラムの作成にかかわった立場から

第5回 春季研究集会に参加して

檜木 博之 (身延山大学)

平成27年2月22日(日)大妻大学千代田キャンパスにて、日本社会福祉教育学会第5回春季研究集会が行われ、参加しました。テーマは「社会福祉分野の参照基準と今後の社会福祉教育・研究の課題」について、午前中は教育講演、午後はシンポジウムという内容でした。参加してみたの率直な感想は、「このままではまずい…。早速自分の学校のカリキュラムを見直していかないと…」でした。何故、そのように感じたのかを述べていきます。

午前中の教育講演は、桜美林大学大学院白澤先生から話がありました。内容は主に、社会福祉学分野の参照基準について、その内容と意味を聞くことができました。参照基準は、「各大学が個別の教育課程を編成する上で参照できる、最低限共有する各分野の学びの本質的意義を示すもの」と聞き、学内のカリキュラムを編成する上で参照基準が土台になることを改めて実感しました。参照基準の内容で印象に残ったことは、ソーシャルワーク専門教育を目的としているのではなく、社会福祉学を学ぶ全ての学生が身につける基本的能力を示しているという点です。これは参照基準を土台として、各大学が社会福祉士養成だけではなくどのような学生を育成していくのか明確にしていくことが求められる、と改めて感じました。私の勤務する大学を振り返った時に、ライセンス取得としての教育に偏っているのではないかと考えさせられました。

午後のシンポジウムでは、参照基準を踏まえて学士レベルでの社会福祉教育をどのように行っていくのか、その中での演習・実習の位置づけは？などを

テーマに議論していきました。この議論の中で、鹿児島国際大学の高橋先生と立正大学の保正先生の話が特に印象に残っています。高橋先生は、「大学教育の方向性と福祉専門職教育」の方向性がうまくかみ合っていないことの問題提起していました。ライセンスのための教育に偏ってしまうとより一層、乖離してしまう危険性も感じました。福祉専門職教育だけではなく、参照基準を土台として大学としてどのような学生を育成するのか明確にしていくことが必要です。そうすれば、必然的にカリキュラムの方向性も見えてくるのではないかと感じました。

保正先生の話では、ルーブリック評価についての話が印象に残っています。ルーブリックはアウトカム評価となり、専門職養成教育においては必要であるにも関わらず、本学ではまだ導入できていないというジレンマがありました。また、参照基準で求められるプロセス評価とどう結び付けていくか、を考えながら話を聞かせていただきました。私の中でもまだ結論が出ているわけではありませんが、参照基準と専門職養成教育を踏まえて評価をどのように行っていくのかを今後も考えていきたいと思っています。

今回の研修に参加して、率直に言えば「多くの課題が見つかった」と感じています。ライセンスではなく、どのような学生を育てていくのかを明確にして、参照基準を踏まえたカリキュラムの編成を行うこと、今後実践していきたいと考えています。このような研修の機会をいただき、ありがとうございました。

第5回 春季研究集会に参加して

古川 奨 (健康科学大学)

今回の研究集会は、学士課程教育における社会福祉学分野の参照基準と今後の社会福祉教育・研究の課題をテーマに教育講演とシンポジウムが行われました。この研究集会を通し、たくさんの学びと悩む機会を頂きました。

特に、今回の研究集会を通し、私が悩んだ点は、社会福祉学の学びの本質的意義が専門職養成教育にとどまるものなのか否かということです。これまで専門学校、大学と教育する機会をいただいてきましたが、恥ずかしいことに、専門職養成に必要な科目以

外のカリキュラムについてしっかりと向き合い考えてきたかと問われると自信を持って返事ができません。反省をしながらの参加となりました。午後のシンポジウムでも、専門職業教育を志向しない学生や国家試験を受験しない学生に対し専門職教育だけでは対応できないという言葉にうちひしがれながら、専門学校で自分が社会福祉士等の専門職養成を行っていた時と現在の大学で行っている教育に何か違いは出せているのかと今も自問自答を繰り返し替えています。ですが、法学を学んだ者にとっての素養を示す「リーガルマインド」という言葉に対し、社会福祉学を学んだ者にとってのシンボリックな言葉として「福祉マインド」があり、ただの優しい心ではなく、「個人の問題を社会の問題とできる考え」であると意味づけを聞き、さらに社会福祉学を学ぶ学生が身に付けるべき基本的要素を教育講演で聞くことができ、今後の教育にヒントを得ることができました。

研究集会の最後に配られた、「残された課題へのメモ」を拝見させていただき、お世話になった他分野の教員からの言葉を思い出しました。「知っているか、わかっているのかの前に答えを伝えて、なぜこうなのかを一緒に考える、答えを伝えないのは傲慢で

ある」。という言葉です。教育の営みが抱える問題に対し向き合う学問である教育工学にある様々な考えの中の一つです。これは、誰が何を学びたいのか、また伝える側は何をどのような手段で伝えようとしているのかをもう一度考えなさいという言葉だと思います。さらに言えば、自分が伝えるものに対し確かな知識を持っていなければ伝える立場にはないという厳しい言葉としても読み取れます。今思えば、社会福祉を学生に伝える上で、資格からの視点だけではなく「社会福祉としての教育目標、教育方法、教育媒体をもっと明確にしろ」と教員になり立ての当時から言われていたのだと思います。

今後、「学士課程教育における社会福祉学の教育とは何か」が確定することに連動し、社会福祉学を通し学ぶべき内容としてのコア・カリキュラムもさらにブラッシュアップされると思います。今回、話し合われたルーブリックや今回の話題には出なかったオスキー等の様々な評価方法や教育方法も当たり前に取り入れられるようになると思います。今回の研究集会では、学生と真摯に向き合う力を教員として持つために、自身のブラッシュアップが最重要であるという気持ちを持たせていただきました。ありがとうございました。

第5回 春季研究集会に参加して

村山 くみ（東北福祉大学）

「社会福祉学分野の参照基準と今後の社会福祉教育・研究の課題」というテーマで第5回春季研究集会が開催された。第I部の教育講演では社会福祉学分野における参照基準の作成に委員長として携わってこられた桜美林大学大学院の白澤政和先生より作成の背景と経緯、参照基準の内容が説明され、設計科学としての社会福祉学の視点や社会福祉学教育・研究における他学問との連携・協働に対する弱さ（躊躇や劣等感情）など、「学」としての責任と課題が示された。これらの課題提起に対し、フロアからは参照評価と承認評価の関係や社会福祉学に固有の6つの能力とジェネリックスキルの関係性等々に係る活発な質疑が展開された。

第II部のシンポジウムでは、コーディネーターの川廷宗之先生より学士課程教育における社会福祉学分野の参照基準について評価し、今後の社会福祉教育実践と研究の課題について、①コア・カリキュラムの作成にかかわった立場から（白川充先生）、②大学の教務部長として具体的な教育課程を考える立場から（高橋信行先生）、③社会福祉士養成教育の実践をする立場から（保正友子先生）発題いただき課題解決へ向けた研究の方向性を明らかにしていくことが示された。

白川報告では、日本社会福祉教育学校連盟におけるコア・カリキュラム構想の経緯と到達点、参照基準とコア・カリキュラム構想との位置関係に触れ、

①大学・学部・学会の類型化とカリキュラム構想、②学部教育における教養教育と専門教育・大学院との連結問題、③学部教育における授業内容の検討と教育方法の在り方（開発）を連動させながら実施していく必要性について提起された。高橋報告では、専門職教育と参照基準との違いが言及され、過度の専門職教育により一般との乖離や教養教育の縮小、多様な学生（専門職志向ではない学生）への教育の視点について提起された。保正報告では、学生からソーシャルワーカーへ、ソーシャルワーカーの新人からベテランへ、それぞれの局面で求められるものは何か（例えば、SW ラインとしてのしかるべき到達点）を明らかにし、その評価基準の作成と養成・習得方法の確立について提起された。これらの発題を受

け、コメンテーターの白澤先生から①専門養成を高めるための教育と教養教育を含めた社会福祉学というミニマム教育の整合性のある教育の環境づくり、②専門教育の位置づけに対する取組み（教育研究方法、教育研究評価への取組み）③コア・カリキュラムがなぜ実現しないのかという議論、④具体的な教育実践の提案を一人ひとりが行っていく必要性について提起された。

今回の春季研究大会へ参加し、さまざまな角度から多くの視座を得ることができた。参照基準によって示された内容にどのように応えていくか、福祉マインドを習得できる教育システムの構築及び推進へ向けた議論の必要性を再認識する貴重な機会となった。



春季研究集会開催の挨拶をする志水会長



第Ⅰ部 教育講演を行う白澤政和先生





第Ⅱ部 シンポジウム

コーディネーター：川廷宗之先生 シンポジスト：高橋信行先生 保正友子先生 白川充先生

3. 会員の声～私の福祉教育～

海外研修での学生の学び

岩田 香織（東海大学）

東海大学では、健康科学部としてデンマーク医療福祉研修、社会福祉学科としてアメリカ研修を実施しています。それぞれ、選択科目2単位の春期休暇中の集中科目として設定されています。事前学習の科目履修とセットになっているため、学生は秋学期かけて語学を含めた準備に取り組み、デンマークに10日間、アメリカに2週間の研修に臨みます。

私も、引率教員として参加させていただき、学生と一緒に視察やレクチャー、観察実習など盛りだくさんのプログラムを体験してきました。デンマーク研修は、医学部、看護学科と合同で行いますので、10日間、他学部・他学科の学生が、寝食を共にして学ぶ機会となります。

主な研修内容ですが、デンマーク研修では、高齢者総合ケアセンターの視察、認知症コーディネーターやデンマーク高齢者全国組織「エルドラセイエン」支部リーダーへのヒヤリング、家庭医および総合病院見学、病院・施設等に分かれての1日実習を行います。アメリカ研修では、最初の1週間でミシ

ガンで過ごし、高齢者施設、精神障害者デイセンター、ミシガン州立大学障害学生支援室、モンテッソリー教育プレスクールなどの視察に加え、ソーシャルワーク学部の学生について1日実習をさせていただきます。2週目にサンフランシスコに移動し、CIL、ラティノー高齢者施設、日系アメリカ人特別養護老人ホームの視察、児童虐待裁判の傍聴等のプログラムとなっています。

デンマーク研修は特に医学部、看護学科の学生とともに学ぶこととなりますので、それぞれの視点や関心の持ち方、日ごろの学びの違いに互いに気づき、刺激しあう機会となっているようです。

現在のプログラムになるまで、10余年の間研修内容を検討・調整してきた経緯があるということです。当初は、先進的な北欧・アメリカの福祉を学ぶ、というような趣旨だったようですが、最近はさらに海外研修にさらに多様性を持たせるため、アジア地域等での新しい研修の企画も持ち上がっています。

学生の中にはこれが初めての海外旅行というケースもあり、慣れない海外の地で、英語も十分に分からず、学生・教員ともに連日の視察や実習のスケジュールに右往左往する日々が続きます。先方の国で保健福祉医療の専門家、大学教員、学生に出会い、説明を受け、交流しますので、学生の多くは（私もそうですが）圧倒され、まさにカルチャーショックを実感します。その勢いに押され、つい「だから日本は・・・」という文脈で、日本の遅れや課題を拾い上げるような感想を持つ学生も多く、「海外研修で何を学ぶべきか」ということを改めて考えさせられることにもなります。

短期間の視察を中心とした内容の海外研修で私たちは何を学んでいるのだろうか。わずか数回の引率の経験しかありませんが、いつもそのことを模索し思いめぐらしているうちに研修期間が終わります。それぞれの国の制度やシステム、専門職に従事する方たちの誇りと責任、福祉施設や病院の設備や雰囲気、その場に身を置くことで感じ取ることには多くあ

ります。

でも最も私たちが訓練されるのはコミュニケーションではないかと感じます。よくわからないこと、共通の言語やスケール、生活文化を持たないものに、いかに自分から繋がりを持つことができるか、海外研修の期間中学生が直面することは、ほぼこれに限られているとあってよいかもしれません。制度や法律は、わざわざ海外に行かなくても知識を得ることができます。でも、普段日本で、大学で、友達と過ごしている日常から、飛び出していく体験こそが学びの要になっているように思います。内輪で安住していて、わかった気になっていること、通じることになっていることはデンマーク人、アメリカ人には通用しません。言葉（英語）を含めて、自分たちの符牒が通じない人たちと、いかに豊かな繋がりをもてるか、学生たちは短期間で深く学び、自らコミュニケーションを立ち上げられる力を身につけ、またその必要性を痛感しているように思います。



【2012年度 社会福祉学科アメリカ研修】



【2014年度 健康科学部デンマーク研修】

私の福祉研修

学生時代の学びが「教育」であれば、実践現場では「研修」などと呼ばれる。今回は「私の福祉研修」といった内容になるがご了承頂きたい。

近年教育・研修手法について、様々な方法が提供

西川 ハンナ（西武文理大学）

されている。アメリカの高等教育界では、大学は「教育の提供」から「学習の創発」へ、教員の役割は「知識伝達の専門家」から「学習環境のデザイナー」へとシフトしている。日本の大学でも、サービ

ス・ラーニング、プロジェクト・ベースド・ラーニングといった大学の内外の体験を重視した能動的な学習手法が広がり、社会福祉士養成や社会福祉の実践家研修にも導入されている。この体験的・能動的学習は、課題はあるものの何らかの実践を体験することから生じる総合的な力の出力の機会として、より実践的な社会福祉士を養成する中で注目したい。

私は社会福祉士会横浜支部の研修に8年ほど携わっている。試行錯誤の上で現在の「コミュニティソーシャルワーク実践講座」における研修スタイルが出来上がった。特に近年は「地域を基盤としたソーシャルワーク」が重視されるが、「地域介入」の方法はそれを専門とする者でも難しいが、それぞれの領域で活動をする社会福祉士にとってもこの「地域に出る」ということはなかなか難しい。地域に出るとは何か、ここでは「地域に介入する」を緩やかな定義としておきたい。介入とは「当事者以外が入り込むこと、争いやもめごとなどの間に入って干渉すること。」などの意味からして「新参者」が地元住民の長い工程があって出来上がってきたもろもろの出来事に首を突っ込むことはハードルが高い。この介入の手法を総合的に学ぶ研修を実施している。この研修の目的は「社会福祉士として必要な実践力を、地域をフィールドにして学ぶ」ことである。方法は、①住民の案内で街歩きをしながら、対象地区や資源を理解し②対象ボランティア団体（第1回目は中学生の居場所づくり、第2回目は庭木グループ、第3回目は民生児童委員）とその活動の利用者へのインタビューを実施し、③その中からそれぞれの活動に込められた援助者の援助観や利用者の評価など SCAT

分析を行い④対象者を前に報告会を開催。そのフィードバックをもらう。⑤本研修としては継続しないが、仮の今後の介入方法や計画などを検討する、という本来のアクション・リサーチのクールを体験するというものである。この大掛かりな研修はもちろん、それを支えてくれる研修委員や研修修了生と胸を貸して下さる地域の方々のおかげで成立している。地域住民への報告会は、インタビューや、地区自治会長、一般市民にも公開する。結果、受講生は仮説の設定からインタビュー、分析、プレゼン、提案や今後の計画の立案などを極めるとは程遠いながらも一通り学び、実践する。受講者の感想からは、「地域理解が深まった」「別領域の社会福祉士とチームで働く中で同じ価値観を確認できた」「ものの捉え方が研ぎ澄まされた」といった感想があげられた。そして、この短い期間の介入にもボランティアの語りや自負に変化がみられる。研修でありながら実践である。本物だからこそ多面的な反応があり、総合的な力の出力が求められる。実践力は、即戦力ではなくこのような総合的な力の発揮だと考える。現任者にも、総合的な力のブラッシュアップの機会が必要である。

ソーシャルワークのグローバル定義が見直され「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた**専門職であり学問である**」とされ改めて、ソーシャルワーク実践における研究の意義も高まった。教育と実践が実習以外にも深く関わりをもち、循環していく仕組みについても探していきたい。

※参考までに今までのアクティブ・ラーニングについては下記論文にて報告している。

- ・西川ハンナ・尾形淳子・中島礼子（2014）「社会福祉士を対象とした地域参加型研修：横浜支部のアクティブ・ラーニングの活用例」『社会福祉士（21）』57-63,
- ・西川ハンナ（2014）「社会福祉士養成におけるグループワーク演習：越谷市役所との連携によるアクティブ・ラーニング」文教大学『生活科学研究 36』167-177,
- ・西川ハンナ・森恭子（2013）「社会福祉士養成における総合型地域演習の在り方：東日本大震災における越谷市の被災体験に関するヒアリングを例として」文教大学『生活科学研究 35』167-177,

私の福祉教育～教員 1 年目の立場から～

中村 裕子 (札幌心療福祉専門学校)

私は昨年4月から教員になったばかりの新米教員である。後輩ソーシャルワーカーや実習生の指導をするうちに、教育現場で質の高いソーシャルワーカーを育成したくなり、転職をしたのだが、どうしても今の教育課程には違和感がある。確かに、私が受けた頃の教育よりも演習など、専門性が高い教育になってきているのだとは感じる。しかし、どうしても違和感がある。実践現場でソーシャルワークをしていた時に必要だった知識や感覚と、この教育課程がストレートに結びつかない。

まず、制度を知っておくことは大切だとは思いますが、それよりも人や環境を理解するための知識が大切なのではないかと感じる。ソーシャルワーカーとしてクライアントを理解しようとした時に役に立つ考えは、哲学や文化人類学、死生観といったものであった。人を全体的に理解するには、そこにあるものを読み解く知識が必要不可欠である。問いの立て方、文化を見る目、死に向かう心を受け止められる思想、それらを養っておくことが必要なのではないだろうか。

新人の頃、諸先輩方からよく「制度の斡旋屋になるな」と耳が痛くなるほど言われたことを思い出す。ただの斡旋屋とソーシャルワーカーの違いは、このような人と環境に対する理解の有無であろう。だからこそ、学生にはそういった感覚を養う知識を少しでも得て欲しいと考えている。

また、技術を身につける学習方法にも疑問を感

じる。現在の教育では、たくさんの技術が詰め込まれているように見える。しかし、技術というのは何度も何度も繰り返し行うことで、ようやく型が身に馴染むようになるのではないだろうか。習字や水泳、運転とこれまで身につけようとしたものは、全て繰り返し、何度も同じことを行い、ようやく一つの型を覚えた経験が誰にでもあるのではないだろうか。次々と違うものを身につけようとしても、人間はそこまで器用にはできていない。頭で理解することはできても、体に馴染ませることは容易なことではない。面接の初歩的な技術の一つをとっても、実践場面で再現できるようになるには、数回の練習では、余程の天才でもない限りは難しいのではないだろうか。自分自身、初めて面接を行った時の場面を思い出すと、恥ずかしさしか込み上げて来ない。本当に酷いものであったことは間違いがない。私に教育をしてくださった先生方の名誉のために言うと、それは当時の教育課程だけが原因ではなく、私の不勉強の産物だったわけではあるが、何度も練習をしておけば良かったと後悔したものだ。あの時のクライアントには、本当に申し訳ない気持ちでいっぱいである。

そんな失敗談を踏まえながら、個性豊かな学生と向き合う日々を教員として過ごしております。このような話が、立派なニュースレターに載るのは恐縮ではありますが、1年目の教員ということで許していただけると幸いです。

私の福祉教育～私の福祉教育の原点～

井上 浩 (関西大学大学院)

大学教員になって、今年で20年目を超えました。これまで、助手の時代から実習教育を中心に教育に携わってきましたが、年を追うごとに、「実習に学生を送り出して、本当にソーシャルワーカー（社会福

祉士）の力量を持った人材育成に寄与しているのだろうか」という疑問が強く湧くようになってきました。確かに、実習に出すと学生は生き生きとした表情で、「実習に行ってよかった」とか、「辛い日々だっ

たけど、やり遂げた感は大い」などと伝えてくれますが、これが本当に実習教育の成果だったかと尋ねられれば、疑問の方が大きくなってきてしまったのです。

そこで、現在は教育学の分野に博士課程を求め、カリキュラムはどのようにあるべきなのか、カリキュラム配置の原理原則などを学ぶことで、outcome-based のソーシャルワーク教育を模索しているところです。この成果については、いずれまた皆さまにお伝えできる機会をもちたいと思っております。

近年では、援助技術に関わる科目などでも、実習教育にしても、アセスメントができるようになってくること、プランニングができるようになってくること、それらに付随して面接技術が集中的に教えられる、というように、ソーシャルワーク教育の中でも手順的な要素が大きく占められるようになってきているように感じます。しかし、その前に学生に対しては、「そもそも私はなぜ社会福祉に興味を持ち、なぜこの分野の勉強をしたかったのか」という、基本的な要素を深く追求してもらう必要があると感じています。

さて、私が日頃から授業などを通じて、学生に必

ず伝えていることがあります。それは、「学生の皆さんは、必ずしも社会福祉の道に進まない人もいるかもしれませんが。サラリーマンになったり、専業主婦で活躍されたりする方もいらっしゃることでしょう。しかし、皆さん方は社会福祉を学んできました。これから、社会的に抑圧されている人々に対して、『見て見ぬ振り』をしないでもらいたいと思います。困っている人たち、悩んでいる人たちに、『辛そうですね』と声をかけられる人間になってほしいと思います。それが、福祉社会をよりよくしていく第一歩となるからです。身近なところでいえば見て見ぬ振りをしないこと、もっと大きな立場であれば政策レベルで、自分たちの味方になってくれる存在を増やしていくこと。」という内容です。

福祉六法に関わる授業科目であっても、もっと基幹的な科目であったとしても、この言葉だけは授業の終わりに必ず伝えるようにしています。我が子を育てるのと同じように、学生には社会福祉の志を持ち、それを常に自分の行動規範に置くように育てていくこと、それが私の福祉教育の原点であり、この姿勢はこれからも変わらず持ち続けていきたいと考えています。

私の福祉教育～実習先―養成校―実習生の三者が協働する社会福祉士実習教育を目指して～ 高杉 公人（聖カタリナ大学）

2007 年度の社会福祉士及び介護福祉士制度改正により、大学や専門学校などの社会福祉士養成校では、ジェネラリスト・ソーシャルワークの視点を持ち、実践力のある社会福祉士養成を目指した教育内容の見直しが行われた。社会福祉士養成における授業時間数、指定科目数が拡大し、特に実習・演習関連科目については担当教員の要件が定められ、養成校内の格差が生じないように教育水準の平準化が図られた。更に、実習先の担当者要件が厳格化され、実習内容が社会福祉士養成としてふさわしいものとなるように、目標に沿った体験をプログラム化する実習プログラミングが義務付けられた。

このように社会福祉士実習教育の「底上げ」が進

む一方で、実習教育に関わる養成校教員の「負担」は増大している。昨年度から私が担当している、日本社会福祉士養成校教会主催の「社会福祉士実習・演習担当教員講習会」では、受講者から、「実習教育の負担増により自分の研究との両立が難しい」等の意見が多く出された。更に、私が巡回指導を担当する実習先施設・機関からも、「社会福祉士養成に必要となる実習内容をすべて組み入れるのは難しい」や「自分の業務と並行して社会福祉士実習を行うのは負担が大きい」等の不安を聞くことが多くなっている。

このような状況下では、社会福祉士実習教育から「脱落」する養成校や実習先が増加する危険性が高い。これを回避し、更に社会福祉士実習教育を発展させるためには、実習先指導者、養成校教員、実習生の三者それぞれが社会福祉士実習教育に関わるメリットを向上させる必要がある。私は、社会福祉士実習教育に関わる三者のメリットを向上させる鍵は「実習プログラミング」にあると考え、三者が有機的に協働して実習プログラミングを行うことでそれぞれのメリットを生み出す方法を、前任校である関西学院大学の社会福祉士実習教育に関わる教員と共に研究してきた。その研究結果をまとめたものが2014年に(株)みらいより発刊された「ソーシャルワーク実習プログラミングワークブック 実習先-養成校-実習生が協働するメリット」である。

本書では、実習プログラミングの作り方を説明するだけではなく、実習先指導者、養成校教員、実習生の三者が積極的に参画して実習教育を作りあげる「三者協働プロセス」を明確にすることで、三者が果たすべき役割を「見える化」している。またそれによって、養成校教員の「研究フィールドの拡大」や、実習先施設・機関での「社会福祉士の業務整理の進展」等の付加価値としてのメリットが生じていることも見て取れる。更に、実習教育に関わる負担を軽減化するために、三者すべてが使用できる「ワークシート」教材を(株)みらいのHPからダウンロードし

て使用できるよう工夫してある。

このように、実習先指導者、養成校教員、実習生の三者が協働して実習プログラミングを行うことは、一見負担が大きいようであるが、社会に必要とされる人材育成に関わる意義やそれを行うことの面白さ、さらにそれに積極的に関わることによって、三者それぞれにメリットが生じていることが本書から伝わ



れば幸いである。

4. 学会探訪¹³⁾

日本看護学教育学会

杉山 克己 (青森県立保健大学)

1. 法人格を持った学会

日本看護学教育学会ホームページ (<http://www.jane-ns.org/>)によるとこの学会は2014年に一般社団法人となっている。同HPに「法人化について」という文書があり、そこに法人化を目指す理由が述べられていて、任意(学術)団体の課題として一般化できる事柄が述べられているので、私なり

に要約して示す。

- 1) 法人化しない状況では、契約や預金口座は理事長個人名で行われ、交代のたびに名義変更が必要であるなどの不都合がある
- 2) 「法人法」に定められた内部統治を行うことにより、健全な学会運営が期待できる
- 3) 国・自治体等からの研究受託、助成などを受け

ることが可能になる

- 4) 社会的認知や信用度が増す
- 5) 結果として、従来以上に学術団体としての社会的役割も果たすことが可能となる

2. 発足の経緯

HPによれば「1952年(昭和27年)看護婦学校専任教員養成講習会の卒業生による看護専任教員同窓会の発足を契機に、それを母体として看護教育研究会が組織され、後に全国看護教育研究会として交流・研究活動を開始したこと」に端を発しているという(暦年の数字は全角文字を半角に変更した。以下同)。この意味では随分と古い歴史を持っているといえよう。ただ、「学会」としては「その後、看護学の進歩および社会情勢の変化に鑑み、全国看護教育研究会発足当時の理念、ならびに本会の実績と長年にわたる会員の希望をもとに、1991年、吉田時子氏を委員長として学会設立準備委員会が設置され、1991年7月29日に学会を設立」となっている。その経緯からも、会員には、看護学教育を行っている大学、短期大学、養成所、高等学校など多様な人々が参加しているという。

こうした経緯は、社会福祉教育セミナーに参集した人たちが中心となってできた本学会の経緯とも似ていると感じた。

3. 学会の目的

本学会と似た部分があれば当然異なる部分もある。定款上私が興味をもったのは、その事業の中に「(5)看護に携わる者の人材育成」と明記されている事である。本学会でも、学会誌掲載論文等の中に現任者の人材育成を(も)対象とした研究事例があるが、本学会規約の「目的および事業」の中に、これに該当する部分(現任者の人材育成の意)を直接読み取るのは難しい。

この事業に伴ってか、会員規定のところには看護学の教育・研究に携わっている者のみならず、「看護実践に携わっている者」が明記されている。

何故、このようになっているのかは分からないし、推察してもあまり意味が無いように思う。ただ、では社会福祉分野で現任者の人材育成を学術的に議論・検討していく場があるのかという事は気になった。もちろん、社会福祉学会など既存の学会等学術団体でも可能である。ただ、本学会も既存の学会だけでは不十分だと考えから作られてきた経緯(本学会HPの各種規定にある設立趣意書を参照のこと)を思うと、一考を要するようになった。

4. 学会名称について

もう一つ、気になった事がある。この学会の名称は看護学教育学会(下線は筆者、以下同)である点。定款でも「看護」と「教育」が結びつくところでは全て「看護学」が用いられている。しかし、HPの小山眞理子理事長(学会長)の「挨拶」では「看護教育」と「看護学教育」の両方が用いられている。例えば、「日本看護学教育学会は、看護教育をとりまく社会の変化に対応しながら看護学教育の在り方を探求する場を提供できれば幸いと考えています」という部分がある。「看護教育」と「看護学教育」を意識的に使い分けて書かれているとしたならば、看護教育の方が看護学教育より、より広い概念のように受け止めることができると思うが、どうなのだろうか？

「看護教育」という用語はこの挨拶の中では他に2箇所出てくる。「看護教育は看護職に就くまでの教育だけでなく、その後の継続教育も含めて、生涯教育として重要です」、「また、これからの時代、国を超えてグローバルに看護教育を検討することも必要になっていくことでしょう」である。

これらの使い分けが意図的なのか、非意図的なのかは分からない。ただ、「学教育」としたことで、この学会の場合は、その立ち位置をハッキリしやすいかもしれないと、沿革や定款などを見ていて感じるところだった。

5. 学術集会

この学会では発足時から年1回の学術集会を開催している。HPで確認できる範囲では、本学会の春季研究集会のようなものはなさそうであった。

ここ5回の学術集会テーマを列挙してみよう。第20回「キャリア発達の節目を支える看護学教育」、第21回「看護の専門職性を高める看護学教育」、第22回「あらたなキャリアの可能性を拓く看護学教育」、第23回「激動する社会の中で求められる看護学教育」、第24回「関連学問の知とともに創り出す看護学教育」となっていた。

また、上で述べた「看護学教育」という表現はほぼ一貫して用いられている。例外は、第6回の「看護の本質に立って看護基礎教育を問い直す」(第8回では「21世紀における看護学基礎教育の展望」)と第16回の「学習力を育む一看護教育と創造性」である。

全体的には「教育方法」、「教育評価」などといった教育の具体的な事柄に焦点を当てたとすぐに分かるテーマは少なく、やや抽象的なテーマが多いと感じた。

6. 学会誌(日本看護学教育学会誌 ISSN 0916-7536)

学会誌は年 3 回発行されることになっている。借りた学会誌をみる限りでは、内 1 回は学術集会の特集が組まれていた。この号では投稿原稿は少ないが、他の号では 5~6 本が掲載されていた。ただし、「原著」は借りた中ではみられず、「研究報告」が大半であった。次に多いのが「実践報告」であった。また、掲載原稿には 3 で触れたように、現任者の人材育成をターゲットにしたものも少なからずあった。実践報告、現任教育関連の原稿などは本学会では少なく、興味深く感じた。

学会誌を担当している者としても一つ非常に興味深いと感じたのは、原稿の種類(論壇、総説、論著、原著、研究報告、実践報告、資料の 7 種)それぞれの内容(どういうものであるかの説明)とその原稿種類ごとに査読する場合に独創性、発展性、学術的価値、実践的価値、信頼性、完成度、論文形態独創性、発展性、学術的価値、実践的価値、信頼性、完成度、論文形態という 7 つのカテゴリーのどういった部分を重視するか、などが毎号明記されている点であった。

また、投稿者向けに「論文を修正する際の留意点」というものも毎号掲載されていて、次の 5 つについて具体的に解説されていた。

1. 著者が査読者や編集委員会の意見に同意できて、これに従って修正可能な場合
2. 著者が査読者や編集委員会の意見に同意でき

るが、修正不能な場合

3. 著者が査読者や編集委員会の意見に同意できない場合
4. 査読者や編集委員会の意見が誤解などに基づく場合
5. 査読者や編集委員会の意見が疑問形で提示されている場合

こういった事柄の解説の中身やその存在そのものは歴史を感じるものであり、大変興味深く、参考になるものだった。今後、本学会でも検討していきたいと強く感じた。

7. まとめ—参考にできそうなこと—

既に言及しているところであるが、特に強く感じた事柄を最後にまとめておく。

まずは現任者の(人材)育成に関わる学術的な検討の場をどうしていくのか、ということ。必ずしも、本学会で扱わなければならないということを言いたいのではない。ただ、社会福祉に関連する教育・研究に携わる本学会員は、この課題をどこで、どのような形で扱うのか、まず個々人として考える事が大切だと感じた。

もう一つ、学会誌の査読方法などについては具体的に参考にできる事が多かったので、この部分は、学会として具体的に検討していきたいと感じた。

5. 理事会報告

【日本社会福祉教育学会 2014 年度第 4 回理事会議事録】

1. 開催概要

【日 時】

2015 年 2 月 21 日(土)16 時 00 分~18 時 05 分

【会 場】

2TKP スター貸会議室飯田橋(東京都千代田区)

【出席者】

[理 事] 志水・杉山・保正・白川・川島・宮嶋・竹
中

[監 事] 笛木

[事務局] 小関・嘉村・宮本・早川・山下

開会に先立って、志水会長から「会長就任の挨拶(配布資料「日本社会福祉教育学会の沿革」)」があった。

(以下、概要。)

本学会は、会員数が少なくかつ新規入会者数も伸

び悩んでおり、財政的に厳しい状況にある。第 4 期理事会では、①会員数拡大、②コスト削減、③魅力創出によって、安定した運営基盤の確立を目指す。具体的には、(社会福祉専門職養成に係る議論に偏ることなく)「高等教育における社会福祉教育」を中心に、精神および介護ならびにスクール・ソーシャルワーカーを含む資格養成やグローバル・スタンダードについてなど、①学会として取り上げるテーマの間口を広げる。②学会誌やニューズレターの電子媒体化を検討する。研究集会等における文部科学省の後援や日本学術会議協力学術研究団体への申請、そして学会誌の ISSN 取得によって「学会」としての形を整えるだけでなく、③“何かをつくり上げていく”“何かを成し遂げる”ような生産的な議論ができる機会の創出を目指す。

2. 報告事項

- ・2014年度第1回および第2回理事懇談会を開催した。【議案書3～6頁】
- ・2014年度・2015年度事業計画および予算執行状況はニューズレター第23号の通りである。
- ・日本社会福祉系学会連合のホームページに保正理事が本学会の紹介文を掲載した。

3. 議事

(1)第5回春季研究集会について

明日(2月22日)、大妻女子大学千代田キャンパスにて開催する。

第I部教育講演は、「社会福祉学分野の参照基準と今後の社会福祉教育・研究の課題」として、桜美林大学大学院白澤政和先生が担当する。第II部シンポジウムは、コーディネーターを川廷副会長、シンポジストを白川理事・保正理事・鹿児島国際大学高橋信行先生、コメンテーターを白澤先生が担当する。また、総合司会は川島理事、閉会の挨拶は小山副会長が務める。

なお、研究集会の開催にあたっては、日本社会福祉教育学校連盟および日本社会福祉士養成校協会関東甲信越ブロックから共催金をいただいている。

(2)学会誌について

- ・第12号発行について

2015年3月に発行する。

しかし、現段階での投稿原稿は「資料」1本のみ。昨年開催された第10回大会の報告3本(3グループ)の原稿を加える予定であるが、「学会誌」として体を成すか不安が残る。今後、原稿を集める工夫を検討する必要がある。

- ・電子化について(継続)

「すべての人に公開」の方向で検討を進める。

(3)ニューズレターについて

- ・第24号発行について

学会誌第12号に同封して発送する(4月発送予定)。

内容は、①巻頭言(杉山理事)、②理事会報告、③第5回春季研究集会報告、④学会探訪、⑤私の福祉教育、⑥事務連絡である。

- ・今後の「巻頭言」執筆者について

「巻頭言」の執筆者(予定)を以下の通りとする。

第25号	小山副会長	第29号	竹中理事
第26号	益満理事	第30号	保正理事
第27号	白川理事	第31号	笛木監事
第28号	川島理事	第32号	小関事務局長

- ・発行回数について

コスト削減のため、学会誌と併せて発行することとする。

- ・電子媒体への変更について

ニューズレターは学会と学会員とをつなぐ「コミュニケーションツール」であるとの意見から、当面の間は紙媒体のまま発行する。

- ・企画について

「私の福祉教育」および「学会探訪」は、今後も継続して掲載する。

(4)課題研究について

「歴史研究(研究代表:川上・志水・横山)」は、学会誌に研究成果を掲載する。「教育評価(研究代表:宮嶋・杉山)」は、第11回大会で研究成果を報告する。「ITを活用した教育(研究代表:長崎・川廷)」は、2016年度終了予定である。

(5)第11回大会について

東北公益文科大学において、2015年8月22日(土)・23日(日)に開催する。「合宿形式」での実施はしない。テーマおよび運営方法等の詳細については、白川・川島研究担当理事および志水会長で検討する。

(6)入会審査について

2015年2月19日までに申請のあった6名の入会を承認した。

なお、入会の可否の判断材料となるべき規約上「所定の申込様式」については、現時点で定まった様式は無く、インターネット上「入力フォーム」がそのまま「所定の申込様式」として代用される形となっている。「査読依頼のために『職位』を把握してもらいたい」との声もあり、今後、“様式の明文化”について検討が必要である。

(7)規約・規定の修正について【議案書7～13頁】

学会誌『日本社会福祉教育学会誌』執筆要領「3」における句読点について、「句読点については『、』および『。』を用いることとする」を「日本語部分の読点については『、』もしくは『,』とし、句点については『。』を用いることとする」への変更を承認した。

その他修正の必要があると思われる箇所があれば、2015年3月末までに事務局(宮本)へ修正案を提出す

る。6月初旬までに志水会長および杉山理事が当該修正案を取りまとめ、理事会にて審議、次回総会に上程する。

4. その他

特になし。

以上

(記録者：名古屋学院大学 山下匡将)

6. お知らせ

1) 第11回大会の開催について

8月22日(土)～23日(日)に、東北公益文科大学(山形県酒田市)にて第11回大会を開催いたします。演習・実習教育に関する重要なテーマが議論されます。ご関心がおありの周囲の方々にもぜひお声掛けいただき、多くみなさまからのご参加を心よりお待ちしております。第1報を同封いたしましたので、どうぞご覧ください。

2) 会費について

2015年度の会費納入をお願いいたします。また、過年度分の会費が未納の方は併せてお振込みくださいますようお願い申し上げます。

編集後記

春季研究集会が開催された2月は、寒さに震えつつ年度末の慌ただしさに追われる日々でしたが、いつの間にか桜が咲き誇る新学期となりました。福祉教育に携わっていると、現場で勤務する卒業生に会えるという楽しみがあります。卒業した学生たちの成長した姿に出会うたびに、現場の力を感じます。同時に自分は成長できているのか、そして現場に向かう学生たちに伝えるべきことを伝える教育ができていくのか、とわが身を振りかえり反省します。「実践に基づいた専門職であり学問である」ソーシャルワーク教育について、今号のニューズレターでも会員から多くの意見を寄せて頂きました。

初めてニューズレターの編集に携わり、作業を適切に進められずにいました。今号が発行にこぎつけたのは、ひとえに寄稿頂きました会員の皆さま、支えて頂きました理事会、事務局の皆さまのおかげです。本当に有難うございました。

(編集委員 竹中)